

－ お 知 ら せ －

平成 17 年 10 月 28 日
中日本高速道路株式会社

資格停止措置を行います

中日本高速道路株式会社では、別表のとおり、桜井鉄工(株)に資格停止措置を行います。

日本道路公団が発注した鋼橋上部工工事に關し、公正取引委員会は、独占禁止法違反の疑いで(株)東京鐵骨橋梁など45社に対して、平成17年9月29日に排除勧告を行いました。

この勧告の諾否期限は同年10月11日でしたが、応諾期限の延長を申し出ていた桜井鉄工(株)が26日に応諾したので、同社に対し資格停止措置を行います。

なお、既に応諾をした39社は資格停止措置済みです(39社のうち33社は10月18日、1社は10月25日に、5社《(株)横河ブリッジ、川田工業(株)、(株)宮地鐵工所、JFEエンジニアリング(株)、石川播磨島重工業(株)》は、それ以前に資格停止措置済み)。

(注) 資格停止措置とは、日本道路公団で指名停止措置と表現していたものです。

弊社では、工事発注に際し、原則、指名通知を行わない一般競争を採用することとしております。これに伴い、「指名停止措置」を「資格停止措置」と改めました。

別表

資格停止会社など

1 資格停止会社名など

資格停止会社名	資格停止地域及び期間	備考
桜井鉄工(株)	東京都、神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県の地域において中日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注 平成17年10月28日(金)から 平成18年5月27日(土)まで (7ヶ月)	

2 資格停止の理由

日本道路公団発注の鋼橋上部工工事の競争入札において、独占禁止法違反があったとして、平成17年9月29日、公正取引委員会より排除勧告を受け、応諾したため。

(参考)

指名停止等事務処理要領別表第2

措置要件	地域及び期間
(独占禁止法違反行為) 4 会社の契約担当者等が締結した請負契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	発生地域(地域外所管を含む。)及び影響を受けた地域については 当該認定をした日から3月以上12月以内 その他の地域については 当該認定をした日から2月以上9月以内